

市立長浜病院 医事業務等委託
公募型プロポーザル実施要領

長浜市病院事業

◎市立長浜病院 医事課（代表）
市立長浜病院 総務課

令和元年5月

市立長浜病院医事業務等委託公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「市立長浜病院 医事業務等委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 市立長浜病院医事業務等委託
- (2) 業務内容 市立長浜病院医事業務等
- (3) 業務期間 令和元年11月1日 ～ 令和4年10月31日（3年間）
地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約

3. 見積上限額 17,824千円(消費税抜き)(月額)

4. 実施形式 公募型

5. スケジュール

- ・プロポーザル実施の公告 令和元年5月31日(金)
- ・実施要領等交付期間 令和元年5月31日(金)から
6月12日(水) 午前10時まで
- ・現場説明会 令和元年6月12日(水)
- ・質疑受付締め切り 令和元年6月14日(金)
- ・質疑に対する回答 令和元年6月21日(金)
- ・参加申込書提出期限 令和元年6月26日(水)
- ・参加資格審査結果通知 令和元年6月28日(金)
- ・企画・技術提案の提出・ヒアリング実施通知 令和元年6月28日(金)
- ・企画・技術提案書等の提出期限 令和元年7月10日(水)
- ・ヒアリング審査 令和元年7月18日(木)
- ・審査結果通知 令和元年7月26日(金)

6. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 令和元年度の長浜市一般競争入札参加有資格者名簿に登録されている者
- (2) 平成25年4月1日以降に、日本国内において、病床数400床以上のDPC実施病院での『包括支払い業務』の受託実績が3年以上の者
- (3) 平成25年4月1日以降に、日本国内において、病床数400床以上のDPC実施病院での『医事事務』の受託実績が3年以上の者
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しない者である

こと。

- (5) 長浜市、市立長浜病院から入札参加停止措置を現に受けていないこと。
- (6) 市町村税、都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (8) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
 - イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

7. 参加申込書等の交付方法

参加申込書等(様式)は市立長浜病院ホームページからダウンロードするものとする。

8. 現場説明会

- (1) 実施日時 令和元年 6月12日(水) 午前10時
- (2) 場所 市立長浜病院 2F 講堂

※現場説明会に理由もなく欠席した者は、失格とします。

9. 質疑・応答

- (1) 提出方法 別添の質問書(様式3号)により、書面にて提出すること。
 - ※ ただし、ファクシミリ又は電子メールの場合は、必ず電話等で送信した旨を伝え、担当課において着信したことを確認してください。
 - ※ 電話又は口頭による質問は受け付けません。
- (2) 提出期限 令和元年6月14日(金) 午後3時まで
- (3) 提出先 担当課 市立長浜病院 医事課
 - 郵便番号 526-8580
 - 住所 滋賀県長浜市大戌亥町313番地
 - 電話番号 0749-68-2300

FAX番号 0749-68-2320
E-mail nch-iji@city.nagahama.lg.jp

- (4) 質疑に対する回答 令和元年6月21日(金)
ファクシミリ又は電子メールで質問者へ回答するとともに、市立長浜病院ホームページに掲載する。

10. プロポーザル参加申込書提出期限

- (1) 提出期限 令和元年6月26日(水) 午後3時まで
(2) 提出先 上記、「9. 質疑・応答(3)提出先」と同じ
(3) 提出方法 参加申込書(様式 1)により、書類にて提出すること。
※持参に限る。
(4) 添付書類 業務受託実績を証明する書類の写し((任意様式)(委託契約書の写し、又は受託関係が証明出来る書類等))

11. 参加資格結果通知

- (1) 通知方法 参加資格要件を審査して、参加資格を有すること、又は参加資格を有することが認められない旨を文書で通知する。
(2) 通知時期 令和元年6月28日(金) (発送)
(3) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
ア 参加資格がないと認められた者は、市立長浜病院に対して入札参加資格がないと認めた理由について書面(様式は任意)により説明を求められることができる。
イ 書面の提出は次により行うこと。
①提出期限 令和元年7月5日(金)正午まで
②提出先 上記、「9. 質疑・応答(3)提出先」と同じ
③提出方法 持参に限る。
ウ 説明を求めた者に対する回答は、令和元年7月10日(水)に書面により本人あてに郵送する。

12. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加資格を有し、参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び市立長浜病院の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

No.	提出書類	様式	提出数量
ア	企画提案書(表紙+本紙)	任意様式	20部(正本1部、副本19部) ※イ. 見積書については1部
イ	見積書	様式 5	
ウ	各業務人員配置計画	様式 6	
エ	会社(企業)の概要	様式 7	
オ	業務実績	様式 8	

カ	本実施要領6(6)を証明する書類の写し	任意様式 (コピー等)
---	---------------------	----------------

※注意事項 見積書は封筒等に封入し、割印を押印すること。

- (2) 提出期限 令和元年7月10日(水) 午後3時まで
- (3) 提出方法 持参に限る。
- (4) 提出先 上記、「9. 質疑・応答(3)提出先」と同じ

13. 企画提案書作成方法

企画提案書に記載する事項は、任意とするが、次の項目を含み、概ね(1)から(15)の順に作成すること。

- (1) 実施方針
- (2) 本社・支社等組織としての支援体制について
- (3) 総括責任者等の実務実績、経験年数及び業務従事者の配置計画について
- (4) 業務従事者等の人員確保、社内研修、教育訓練の実施予定内容について
- (5) 診療報酬請求業務の精度向上に関する提案について
- (6) 専門的知識と経験を活かした情報収集及び提案について
- (7) 病院経営効率化に関する提案について
- (8) 医師等病院職員の負担軽減に関する提案について
- (9) 業務の実施精度向上に関する病院からの要請に対する対応提案(契約途中における)について
- (10) 診療報酬の改定に対する対応について
- (11) 患者サービス向上に関する提案について
- (12) クレーム、各種問い合わせに対する対応について
- (13) 個人情報の保護に対する対応について
- (14) 未収金の削減に関する提案について
- (15) その他の提案について

14. 企画提案書作成上の留意事項

- (1) 企画提案書は、A4版カラー印刷とし、様式は任意とする。必要に応じてA3用紙を使用する場合は、提案書に綴り込むこと。(A3用紙はページ数2ページとカウントする。)
- (2) 企画提案書は、文字の大きさ12ポイント以上とし、30ページ以下とする。(表紙、目次、12.提出書類イ～カの提出書類を除く)
- (3) 表紙には、「市立長浜病院医事業務等企画提案書」と記載し、社名(称号又は名称)及び代表者氏名を記載すること。
- (4) 目次を作成すること。
- (5) 通し番号を付すること。(表紙及び目次は除く。)
- (6) 企画提案書は、「13. 企画提案書作成方法」で示す順番で作成し、提案内容を簡潔に記載すること。
- (7) 左綴じ又は上綴じとし、簡易製本とすること。

(8) 専門用語で一般的に知られていない用語については説明を添えること。

15. ヒアリング審査

(1) 実施日時 令和元年7月18日(木) 午後2時00分から

(2) 実施場所 市立長浜病院 2F 講堂

(3) 留意事項

ア プレゼンテーションは、提案内容に基づいて行うこと。提案書と異なる内容による説明や追加資料の配布は認めない。

イ プレゼンテーションの方法は任意とする。プレゼンテーションで使用するパソコン、プリンター、プロジェクター、及びスクリーン等の機材は、参加者で用意すること。また、プロジェクターを使用する場合は事前に連絡すること。

ウ ヒアリング審査の参加人数は3名以内とする。本事業の責任者(採用された場合に、契約、総括責任者人事等を含む当病院事業に関する責任者となる者)は必ず参加すること。

エ ヒアリング審査の時間等

・準備が5分以内で、プレゼンテーションは30分以内とすること。30分を経過した時点でプレゼンテーションを打ち切る。質疑応答は30分程度とし、質疑応答終了後、速やかに撤収すること。

・ヒアリング審査の指定時間など詳細は参加者へ書面又は電子メールで連絡する。

16. 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、プロポーザル選定委員会が審査する。

(1) 選定は、市立長浜病院において組織する医事業務等委託プロポーザル選定委員会で提出書類に基づき、適正かつ公正に行う。

(2) 選定は、提出された会社概要等による実績、見積価格、企画提案書による評価及び提案内容等についてのプレゼンテーションにより行うものとする。

(3) 本プロポーザルは、提案者が1者であっても成立するものとする。

(4) 選定結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

(5) 契約業者選定後、選定業者と業務の詳細について仕様協議を行い、契約締結交渉を行う。契約締結交渉が不調のときは、次点業者と契約締結交渉を行う。

(6) 令和元年11月1日までの業務引継期間については、受託者の経費負担により引き継ぎを行うものとする。

(7) 失格となる場合

審査の結果、次の場合は、失格とすることがある。

ア 提出書類に不備がある場合

イ ヒアリング審査に不参加の場合

(ヒアリング審査の指定時間(後日参加者へ書面又は電子メールで連絡する。))に、正当な理由なく5分以上遅れた場合を含む。)

ウ 提案を求めた項目に対して、提案内容が示されていない場合

エ 上記のほか、選定委員会が選定業者としてふさわしくないと判断した場合

17. 審査結果

- (1) 通知方法 ヒアリング審査を行った全ての参加者に文書により通知するとともに、市立長浜病院ホームページに掲載する。
- (2) 通知時期 令和元年7月26日(金) (予定)
- (3) その他 契約候補者として選定されなかった参加者は、結果を通知してから3日以内に書面(様式は任意)により、その理由について説明を求めることができる。ただし、審査結果について、選定委員ごとの点数は回答しない。

18. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で、このプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 病院が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

19. 情報公開及び提供

市立長浜病院は、提案者から提出された企画・技術提案書等について、長浜市情報公開条例(平成18年長浜市条例第17号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位、その他正当な利益を害すると認められる情報は、非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とする。

20. その他

(1) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提案者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取りやめることがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を市立長浜病院等に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届(様式2)を市立長浜病院医事課へ提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 説明会、ヒアリング審査に正当な理由なく欠席した場合
- カ 参考見積書の金額が3. 見積上限額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、病院が必要と認める場合には、病院は受託先にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとする。

(6) 参加者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(7) 本実施要領で記載する各様式は、標準様式として、指定する内容が満たしてあるものについては、各社が作成する書類の使用を可能とする。

(8) この契約は「長浜市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成18年長浜市条例第248号)」に基づく長期継続契約に係る契約である。契約期間は3年間とするが、議会の承認による債務負担行為を設定していないので、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳出予算が削減される場合がある。この場合は、契約を変更又は解除することになる。

21. 問い合わせ先

担当課	市立長浜病院医事課 担当 細川
住 所	〒526-8580 滋賀県長浜市大戌亥町313番地
電話番号	0749-68-2300
FAX番号	0749-68-2320
E-mail	nch-iji@city.nagahama.lg.jp